

東大和市特色ある公園整備基本方針

平成28年3月

東大和市

目 次

1	東大和市特色ある公園整備基本方針の目的	2
2	東大和市特色ある公園整備基本方針の位置づけ	2
3	東大和市の公園の現況	3
	(1)都市計画における公園及び緑地の状況	3
	(2)実際の公園及び緑地の整備状況	4
	(3)公園の現況写真	6
4	公園の課題	7
	(1)東大和市緑の基本計画(平成11年10月)	7
	(2)東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査(平成26年4月)	7
	(3)東大和市民意識調査報告書(平成27年7月)	7
5	地域交流のネットワークと特色ある公園の設定	9
	(1)上位計画における拠点とネットワーク	9
	(2)上位計画における公園整備方針	10
	(3)地域交流の拠点とネットワーク	11
	(4)「特色ある公園」の設定	11
6	特色ある公園の整備内容	12
	(1)テーマ設定	12
	(2)まちの拠点づくり	12
	(3)まちの風景づくり	12
	(4)誰にでも使いやすい空間づくり	12
	(5)防災への対応	12
	(6)近隣施設との連携	12
	(7)親しまれる名前	13
	(8)市民・企業・行政の協働	13
7	特色ある公園のテーマ設定	14
	(1)テーマ設定の考え方	14
	(2)特色ある公園のテーマ	14
	(3)主要な拠点となる公園のテーマ	15
	(4)補助的な公園のテーマ	20
8	特色ある公園の整備対象	22
	(1)地域交流の拠点となる公園の選定	22
	(2)特色ある公園の整備対象	22
	(3)事業の実施	22

1 東大和市特色ある公園整備基本方針の目的

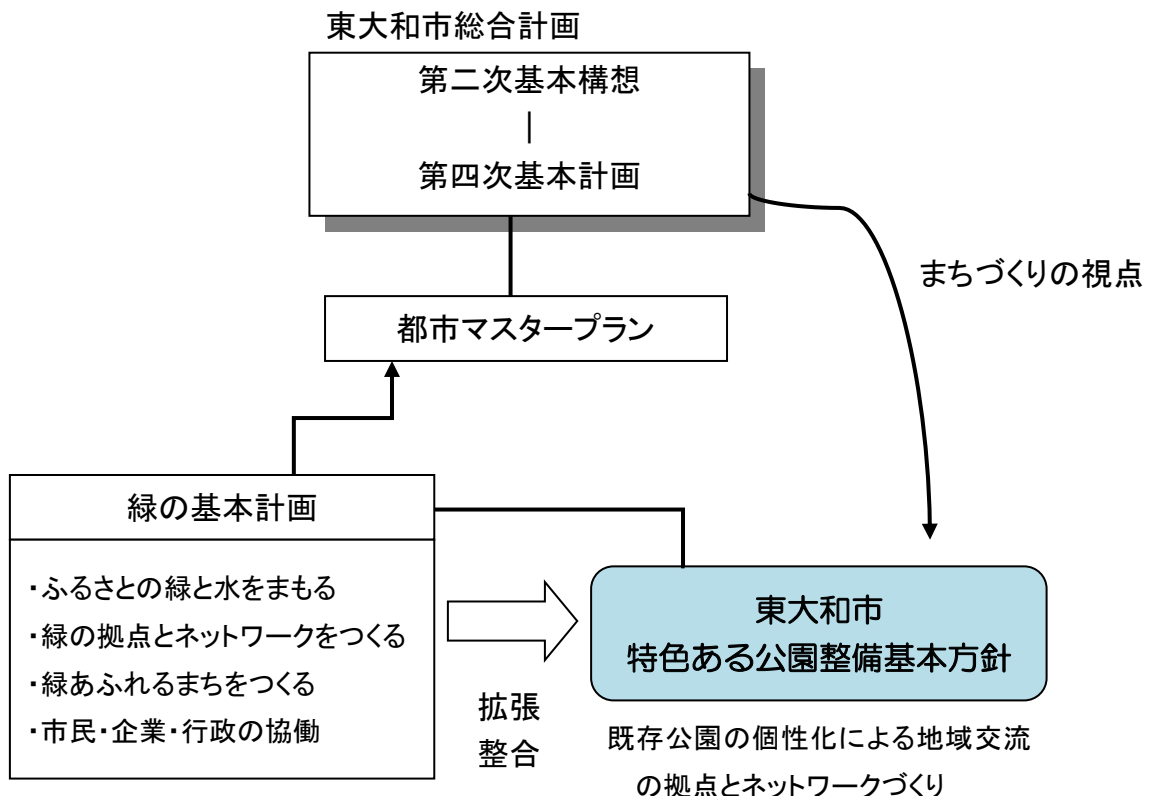
東大和市には、現在 100 か所を超える公園、緑地及びこども広場が整備され、市民に広く利用されています。

ところが、昭和 50 年代などの過去に整備された公園では、施設の老朽化や緑の消失など、公園の機能不全が生じており、施設の更新や公園機能の再整備が課題となっています。

そこで、公園、緑地及びこども広場の更新・再整備を計画するにあたり、それぞれに個性を持たせ、地域のシンボルやコミュニティ形成の場として整備することにより、地域の活性化の拠点とすることを目的として、「東大和市特色ある公園整備基本方針」（以下「本基本方針」という。）を策定します。

2 東大和市特色ある公園整備基本方針の位置づけ

本基本方針は、「東大和市緑の基本計画」（平成 11 年 10 月）（以下「緑の基本計画」という。）第 5 緑の将来像と基本方針、3 緑の基本方針、の基本方針 2「緑の拠点とネットワークを作る」に基づいて策定しますが、「東大和市総合計画」（平成 25 年 3 月）からまちづくりの視点を引用し、拠点とネットワークの考え方を拡張して策定し、「緑の基本計画」との整合性をとりながら検討を進めます。



3 東大和市の公園の現況

東大和市の公園及び緑地整備の現在の状況を示します。

(1) 都市計画における公園及び緑地の状況

都市計画施設¹の整備状況

○公園

街区公園：16 か所（一部未整備 3 か所）

近隣公園：4 か所（一部未整備 1 か所、未整備 3 か所）

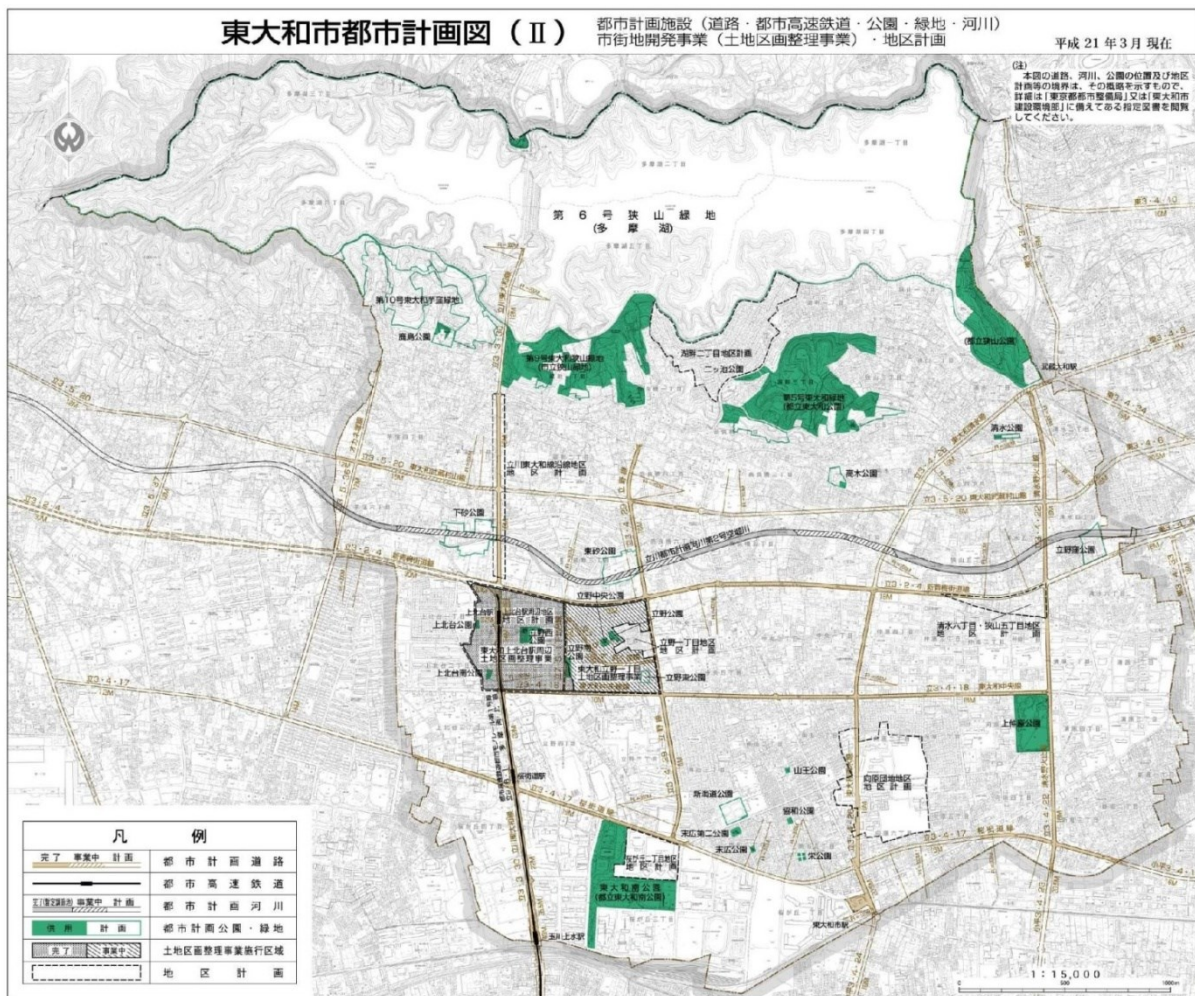
総合公園：1 か所（上仲原公園）

運動公園：1 か所（東大和南公園）

○緑地：4 か所（一部未整備 3 か所、未整備 1 か所）

（狭山緑地、東大和緑地、東大和狭山緑地、東大和芋窪緑地）

○その他：多摩湖周辺は狭山近郊緑地保全区域に指定されている。



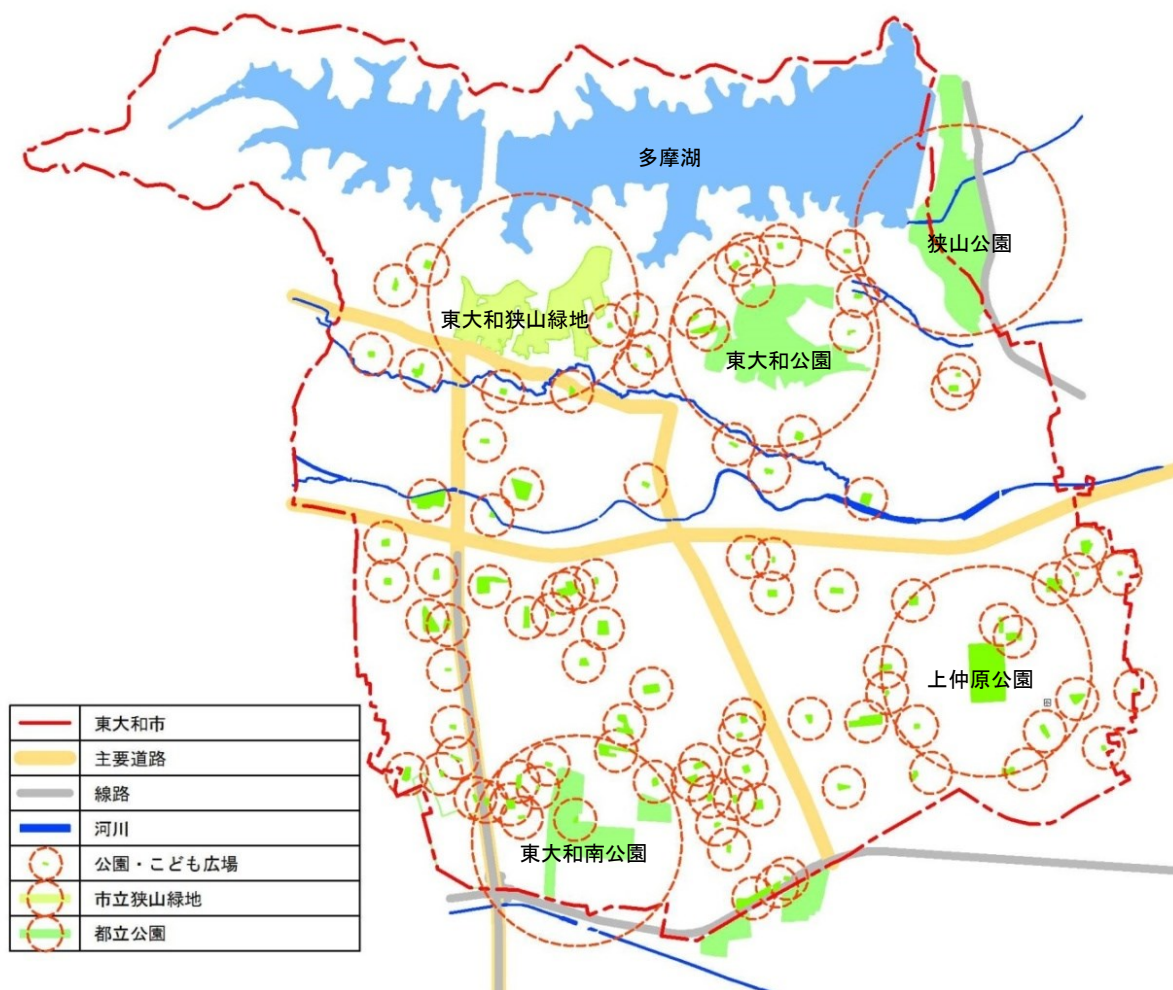
【出典】東大和市都市計画図（Ⅱ）平成 21 年 3 月現在

¹ 都市計画施設：都市計画法第 11 条で定められた施設です。

(2) 実際の公園及び緑地の整備状況

東大和市内には、都市計画施設としての公園や緑地のほかに「東大和市都市公園条例」で規定された都市公園と、「東大和市遊び場条例」で規定されたこども広場があり、都立を含む大規模な公園・緑地²が5か所と、緑地・街区公園・こども広場・緑道が112か所整備されています。

東大和市の公園等の配置図



公園緑地配置図（大円は大規模な公園・緑地、小円は街区公園・こども広場を示す）

² 大規模な公園・緑地：敷地面積4ha以上（多摩湖は除く）としています。

① 都立公園

(単位：か所)

種 類	種別	内 容	数量	名 称
都市基幹公園	運動公園	都市住民の主として運動に供することを目的とする公園 (市域に1か所以上)	1	東大和南公園
緩衝緑地等	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地	2	東大和公園、狭山公園
合 計			3	

② 市立公園等

(単位：か所)

種 類	種別	内 容	数量	名 称
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園 (誘致距離 250m)	78	向原中央公園等
都市基幹公園	総合公園	都市住民の休息、散歩等総合的な利用に供することを目的とする公園 (市域に1か所以上)	1	上仲原公園
緩衝緑地等	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地	7	湖畔第一緑地等
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的とした緑地	9	水道緑地等
緑 地		樹林地、草地、水辺地、岩石地等が、単独または一体となって良好な自然的環境を形成しているもの	1	東大和狭山緑地
こども広場		こどもの健康の維持向上及び健全育成を図ることを目的とする遊び場	18	下立野林間こども広場等
合 計			114	

(3)公園の現況写真

<p>都立公園（東大和南公園）</p>	<p>緑地（東大和狭山緑地）</p>
	
<p>総合公園（上仲原公園）</p>	<p>街区公園（二ツ池公園）</p>
	
<p>街区公園（向原中央公園）</p>	<p>こども広場（下立野林間こども広場）</p>
	

(撮影：平成 27 年 10 月～12 月)

4 公園の課題

公園の現在の課題を「緑の基本計画」と意識調査等から抜粋します。

(1) 東大和市緑の基本計画(平成 11 年 10 月)

「公園緑地の課題」として以下のように述べています。

公園緑地について

公園緑地は、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場であるとともに、災害時の避難場所や環境保全等多様な機能を持つ都市の施設です。

しかし、一部の地域は公園が不足しているところもあります。大きな公園と小さな公園の適切な配置が必要であるとの意見があります。

また、今ある公園の樹木の管理や防犯の問題、さらに多目的に利用でき、安全・安心な公園等の要望があります。

市全体のバランスのとれた公園配置と、地域の特性と市民ニーズを踏まえた公園の整備・管理を進める必要があります。

(2) 東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査(平成 26 年 4 月)

アンケートで挙げられた公園についての意見を以下に要約します。

- 公園の遊具をもっと充実させてほしい
- 小さな子どもが遊ぶ遊具が少ない
- 自然はたくさんあり、子育てにはいい環境
- 子どもが気軽に遊べる公園が必要
- 子どもたちが戸外に出て遊ぶ環境が必要
- ボール遊びができる公園がほしい
- 市内の外遊びマップのようなものがほしい

(3) 東大和市民意識調査報告書(平成 27 年 7 月)

「公園の設置状況等について」の「近所の公園で不満に思うことはなんですか」についての回答のうち、整備に関わる意見を以下に要約します。

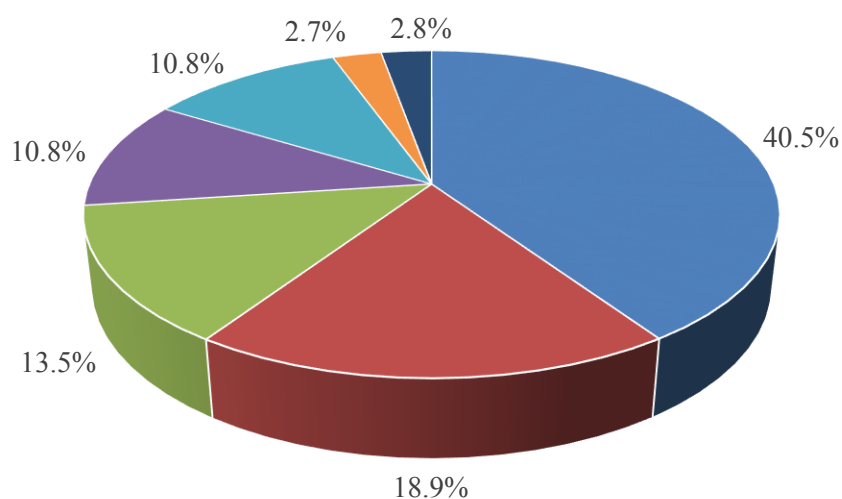
- 遊具が少ない
- 遊具が老朽化
- 暗い、狭い
- トイレがない、トイレが汚い、トイレが使いにくい
- 花が少ない
- 安全な砂場がない

- ドッグランの設置
- 健康遊具を増やしたい
- キャッチボールなどができない、野球・サッカーが禁止されている
- 草や木のせいで公園内の様子がわかりづらく、防犯面で不安
- 高齢者がのんびりできる環境がほしい
- 大人も立ちよりやすく、休息しやすい環境が必要

同じく、「近所に公園がない場合、どのような公園がほしいですか」に対する回答を示します。

- 未就学児童が安全に遊べる公園 40.5%
- 高齢者が利用できる健康遊具を設置した公園 18.9%
- 自治会活動ができる公園（例：お祭り、防災訓練など） 13.5%
- サッカーや野球などの球技ができる公園 10.8%
- ペットと一緒に利用できるドッグランを設置した公園 10.8%
- その他（幼児が安全に遊べる公園） 2.7%
- 無回答 2.8%

「近所に公園がない場合、どのような公園がほしいですか」



- 未就学児童が安全に遊べる公園
- 高齢者が利用できる健康遊具を設置した公園
- 自治会活動ができる公園（例：お祭り、防災訓練など）
- サッカーや野球などの球技ができる公園
- ペットと一緒に利用できるドッグランを設置した公園
- その他（幼児が安全に遊べる公園）
- 無回答

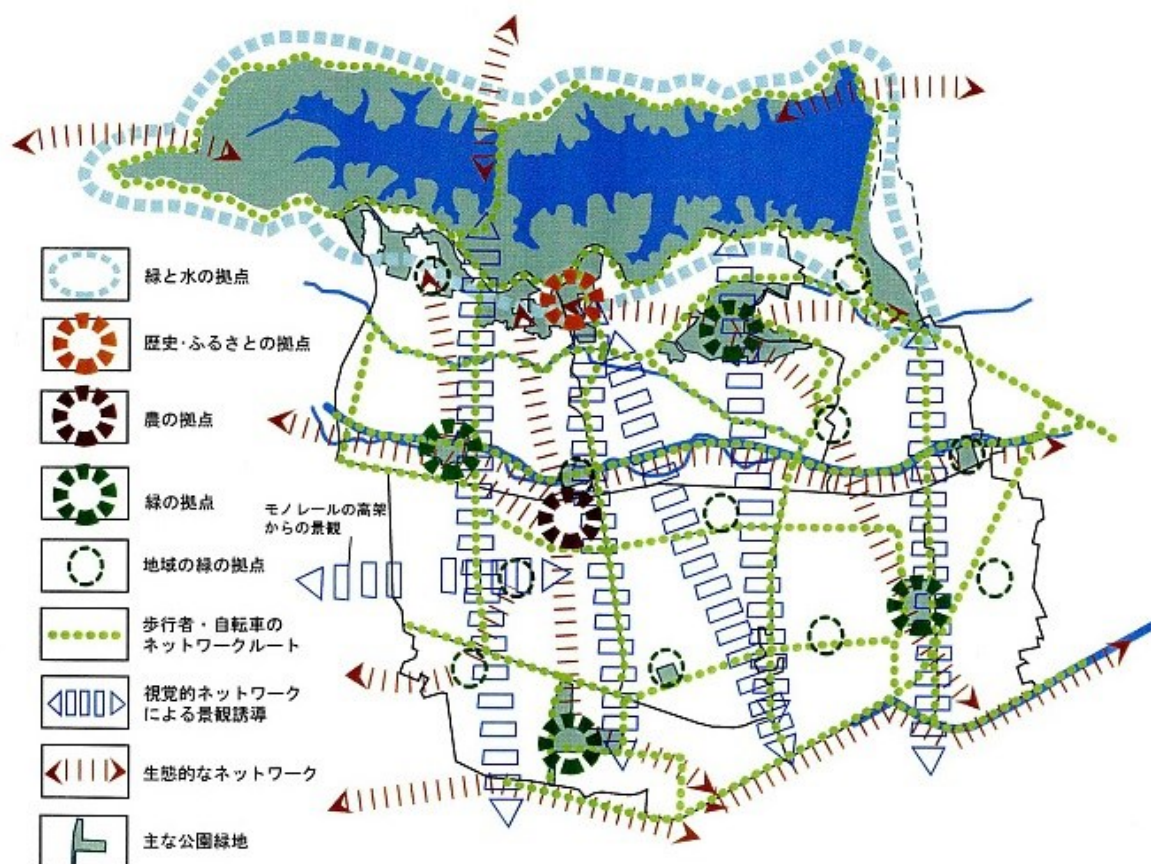
5 地域交流のネットワークと特色ある公園の設定

本基本方針では、公園の現在の課題に対応させながら、より効果的な地域のコミュニティ形成に寄与することを目的として、地域交流の拠点となる公園をつなぐネットワークを設定したうえで、「特色ある公園」の整備を進めます。これについて上位計画「緑の基本計画」との関係から、本基本方針の概要を示します。

(1) 上位計画における拠点とネットワーク

「緑の基本計画」第5 緑の将来像と基本方針、3 緑の基本方針において、以下の「緑の拠点とネットワーク」を示しています。

「これまでの緑の資源と新しい緑をつなぐ効果的なネットワークの創出」
緑の拠点やその他の様々な資源を、既存の緑道や自転車道、街路樹の整備された歩道でつなぎ、駅や市役所等の公共の公益施設、通学路などに配慮した効果的なネットワークを形成していきます。
また、市街地から狭山丘陵が、狭山丘陵から市街地が見下ろせる視覚的なつながりや、生き物の生息地や移動路としての生態的な連続性も意識しながら、緑のネットワークを形成していきます。



【出典】「東大和市緑の基本計画」平成11年10月

(2) 上位計画における公園整備方針

「緑の基本計画」第6 将来像を実現するための計画において、公園の整備方針と、「特色ある公園づくり」について次のように示しています。

将来像を実現するための計画

<p>基本方針2</p> <p>緑の拠点とネットワークをつくる</p>	<p>市全体と地域の特性をいかした新しい緑の構造の創出</p>	<p>1 公園緑地の体系的な配置</p>	<p>(1) 公園緑地の配置計画</p> <p>ア 公園の種別ごとの適正配置/イ 身近な公園の整備/ウ 総合公園の整備/エ 運動公園の整備/オ 都市計画緑地の整備/カ 都市公園の都市計画公園化/キ 公園緑地の確保目標量</p>
	<p>2 市民ニーズに合った公園整備</p>	<p>(1) 特色ある公園づくり</p> <p>ア 親水公園/イ 樹林地をいかした公園/ウ 校庭と一体となった公園/エ 原っぱ公園/オ 農地を活用した公園</p>	
	<p>3 緑によるネットワークの形成</p>	<p>(2) 身近な公園づくり</p> <p>ア 多目的に利用できる公園整備/イ 地区の特性に応じた公園整備/ウ 老朽化した公園の再整備</p> <p>(3) 安全・安心な公園づくり</p> <p>ア ユニバーサルデザインの公園整備/イ 人目が届く公園整備</p>	
	<p>これまでの緑の資源と新しい緑をつなぐ効果的なネットワークの創出</p>		<p>(1) 狭山丘陵を核とする緑のネットワークの形成</p> <p>ア 緑のネットワーク</p> <p>(2) 歩行者・自転車道の体系的整備</p> <p>ア 既存ルートの活用/イ 幹線道路の歩道整備/ウ 河川管理用通路の活用/エ サイン計画・ガイドマップづくり</p> <p>(3) 視覚的ネットワークの形成</p> <p>ア 街路樹による景観誘導/イ 眺望ポイントと散策ルートの整備</p> <p>(4) 生態的なネットワークの創出</p> <p>ア 生物の移動を考慮したネットワークの創出/イ 市街地のビオトープ空間の形成</p>

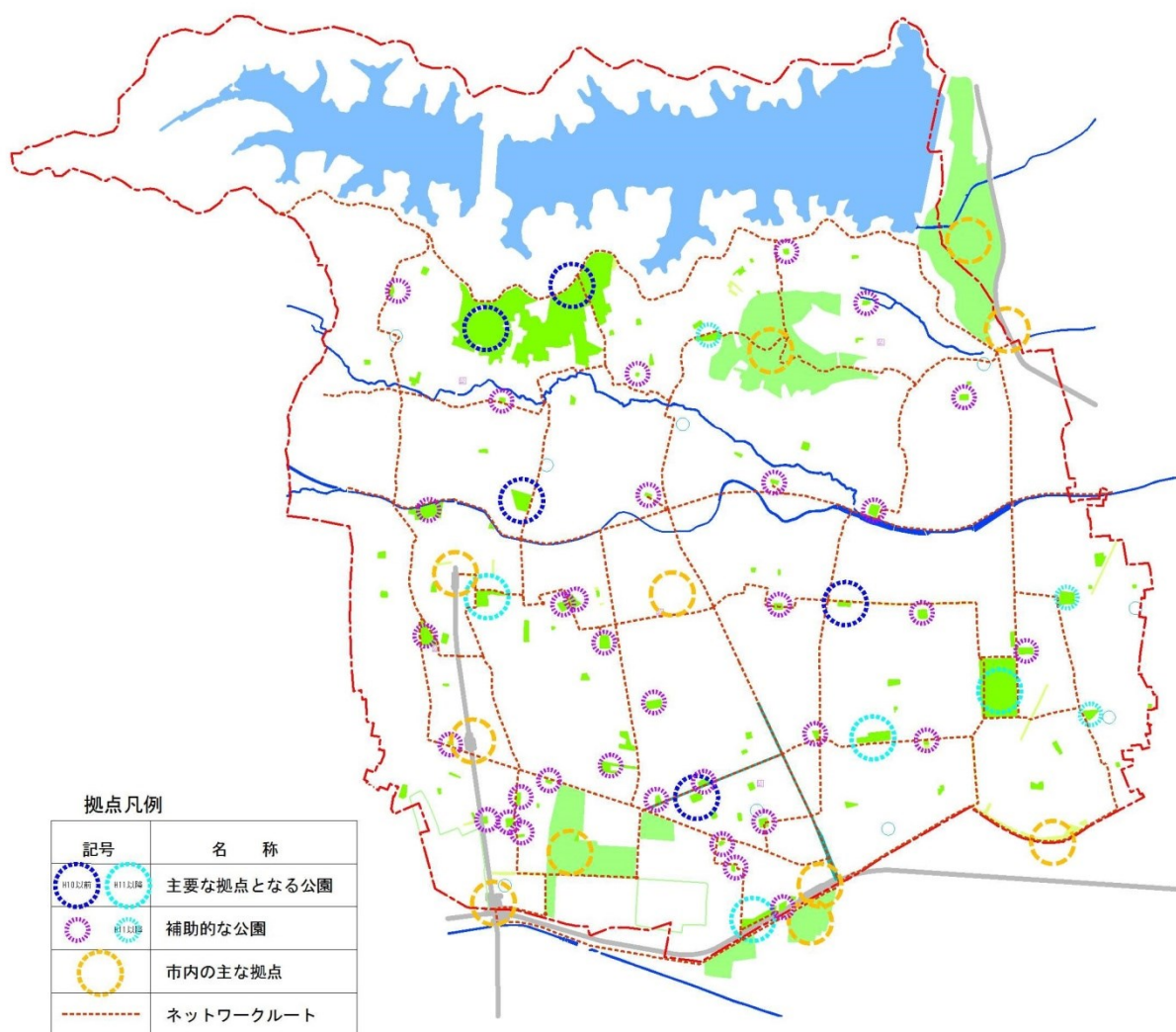
【出典】「東大和市緑の基本計画」平成11年10月

(3) 地域交流の拠点とネットワーク

本基本方針では、「緑の基本計画」策定以後の市を取り巻く環境の変化と市民ニーズの変化に対応することから、緑のネットワークと公園整備方針の考え方を一部見直して拡張します。

「緑の基本計画」における「緑の拠点」「農の拠点」「歴史・ふるさとの拠点」等の各拠点に重ねて、「地域交流の拠点」を設定します。「地域交流の拠点」は、市役所や鉄道駅等の拠点と併せて、既存の公園とこども広場から選定して設定します。また、「緑のネットワーク」の「歩行者・自転車のネットワーク」を拡張して「地域交流の拠点」を結び、「地域交流と市内観光のネットワーク」を形成します。

地域交流の拠点とネットワーク概念図



※本図の拠点となる公園の配置とネットワークはイメージです。

(4) 「特色ある公園」の設定

地域交流の拠点とした既存公園の中から、公園の建設年度や年齢別人口構成などの地域条件を考慮して、「主要な拠点となる公園」5 か所及び「補助的な公園」20～30 か所について「特色ある公園」として設定します。

6 特色ある公園の整備内容

「特色ある公園」は、緑の拠点であるとともに、地域交流と市内観光の拠点として、次に示す整備を行います。

(1) テーマ設定

公園を特色づけ、地域交流の拠点としてふさわしいテーマを設定します。

特色ある公園のテーマは、「主要な拠点となる公園」のテーマと「補助的な公園」のテーマに分け、緑の基本計画に挙げられた項目に加えて、市民ニーズに合わせたテーマ及び「子ども・子育て支援」に向けたテーマを検討します。

(2) まちの拠点づくり

特色ある公園のうち、「主要な拠点となる公園」では、安全・安心で居心地のいい公園を目指して、美しい植栽、人の集まる広場、利用しやすく清潔なトイレ、居心地の良い休憩施設を整備します。

また、上記の拠点としてネットワークを構成する施設とわかりやすい経路を示す、ウォーキングマップを作成します。

(3) まちの風景づくり

特色ある公園は、まちの風景を構成する重要な要素となります。

テーマの施設はまちのシンボルとして、接道部の施設や植栽はまちを印象づける風景となるよう整備を行います。

安全上必須の場合を除き、可能な限りフェンス等は撤去します。

また、過密になった樹木の間伐や、裸地の解消等を行います。

(4) 誰にでも使いやすい空間づくり

特色ある公園の出入口は、安全・安心で、公園をアピールする場所です。

出入口辺りの構成（安全性と視認性、ユニバーサルデザイン³、設置位置等）をチェックし、再整備を行います。

また、公園をアピールするための公園名板も合わせて再整備します。

(5) 防災への対応

特色ある公園のうち、「主要な拠点となる公園」では、防災訓練のできる規模の広場や、かまどベンチ等の防災機能を有した施設設備を設置して防災への対応を行います。

(6) 近隣施設との連携

特色ある公園は、整備のテーマごとに隣接施設との連携を考慮します。近隣施設や隣接施設との関係をチェックし、連携する手法や整備を検討します。

³ ユニバーサルデザイン：すべての人が使いやすく設計されたものをいいます。

(7) 親しまれる名前

特色ある公園には、公式な公園名とは別に、身近に親しまれる「愛称」が必要です。ここでは、愛称のつけやすい施設整備を行い、公園名板に併記します。

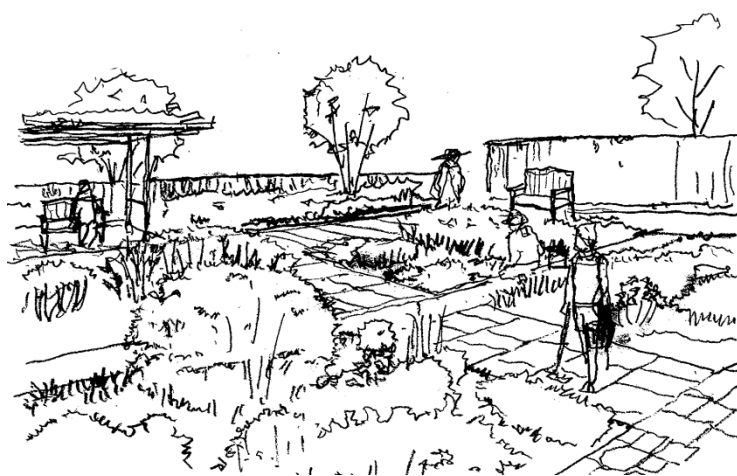
一般的にみられる公園の愛称は、目立つ動物遊具やモニュメントなどによるもの（かえる公園、龍の公園等）、目立つ遊具や施設の色（きいろ公園、みどり公園等）遊具等の形態によるもの（ぐるぐる公園、まる公園等）などがあります。

(8) 市民・企業・行政の協働

特色ある公園は、市民・企業・行政の協働のまちづくりの場とします。

テーマの中には、市民による花づくりが楽しめる公園や、市民プレーリーダーが遊びを手助けする、冒険遊びのできる公園などを盛り込みます。

また、こどもたちの見守りや、まちの風景をつくる場としての公園の維持管理への参加を働きかけます。



特色ある公園のテーマを、上位計画及び市民ニーズから設定します。

(1) テーマ設定の考え方

「緑の基本計画」第6 将来像を実現するための計画、基本方針2の「2-(1) 特色ある公園づくり」に挙げられた5件のテーマのうち、「オ. 農地を活用した公園」については、「立野中央公園」と「立野公園」で整備されています。

「ア. 親水公園」「ウ. 校庭と一体となった公園」は既存公園のなかでは適切な配置の既存公園がないため実現が困難ですが、「イ. 樹林地を活かした公園」「エ. 原っぱ公園」については、本基本方針の中で実現に向けて検討を進めます。

また、意識調査等からの市民のニーズに対応するテーマや、市の重要な施策のひとつである「子ども・子育て支援」に向けたテーマを取り入れていきます。

(2) 特色ある公園のテーマ

地域住民の交流の場や憩いの場となることを目指し、「主要な拠点となる公園」のテーマと、「補助的な公園」のテーマを以下のように設定します。

また、各テーマは対象となる公園を取り巻く環境や地形特性、近接する文化施設や公益施設との連携、年齢別人口構成等の地域特性を考慮して割付けます。

- 主要な拠点となる公園のテーマ
 - ① 展望台のある公園
 - ② 音楽堂のある公園
 - ③ スポーツのできる公園
 - ④ 魅力的な遊具のある公園
 - ⑤ 水遊びのできる公園

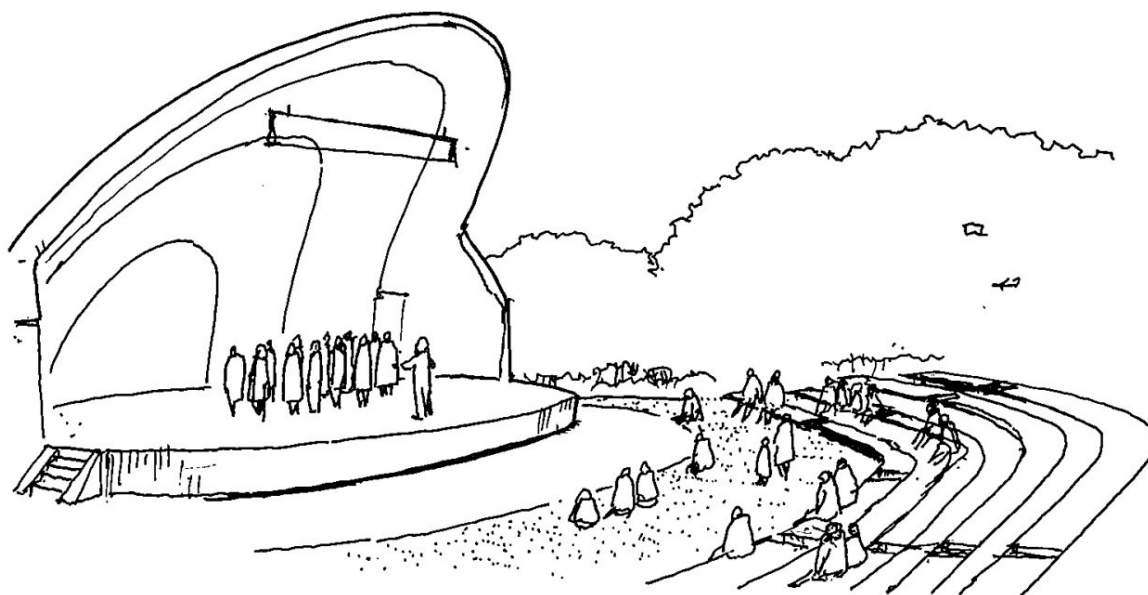
- 補助的な公園のテーマ
 - ① 原っぱの公園
 - ② 花づくりの楽しめる公園
 - ③ ユニバーサルデザインの公園
 - ④ カラフルな遊具がある公園
 - ⑤ 冒険遊びができる公園
 - ⑥ 健康遊具のある公園
 - ⑦ 水と親しめる自然公園
 - ⑧ 防災機能がある公園
 - ⑨ 味覚狩りができる公園
 - ⑩ オオムラサキなどの蝶が舞う公園

(3) 主要な拠点となる公園のテーマ

名 称	① 展望台のある公園
方 針	東大和狭山緑地の管理事務所付近に展望台を設置します。 東大和市街を一望するとともに、狭山丘陵と多摩湖を見晴らす、東大和市ならではの観光・レクリエーション拠点としての機能を持たせます。
設置条件	東大和狭山緑地（管理事務所周辺を想定） 郷土博物館と連携
設 置 数	1 か所
施設構成	管理棟一体型展望台（エレベーター付） 面積 100 m ² 以上、高さ 15~20m、屋根なし
<p>整備イメージ</p>  <p>東大和市の街並を見晴らす</p>  <p>市街・狭山丘陵・星空を見る展望台</p>	

名 称	② 音楽堂のある公園
方 針	音楽会などをはじめとした、各種イベントを行うことのできる森の音楽堂を東大和狭山緑地内に設置し、イベントで人の集まる拠点として整備します。
設置条件	音の影響のない東大和狭山緑地
設 置 数	1 か所
施設構成	音楽堂 屋根付きステージ 観覧スタンド（200 人程度）

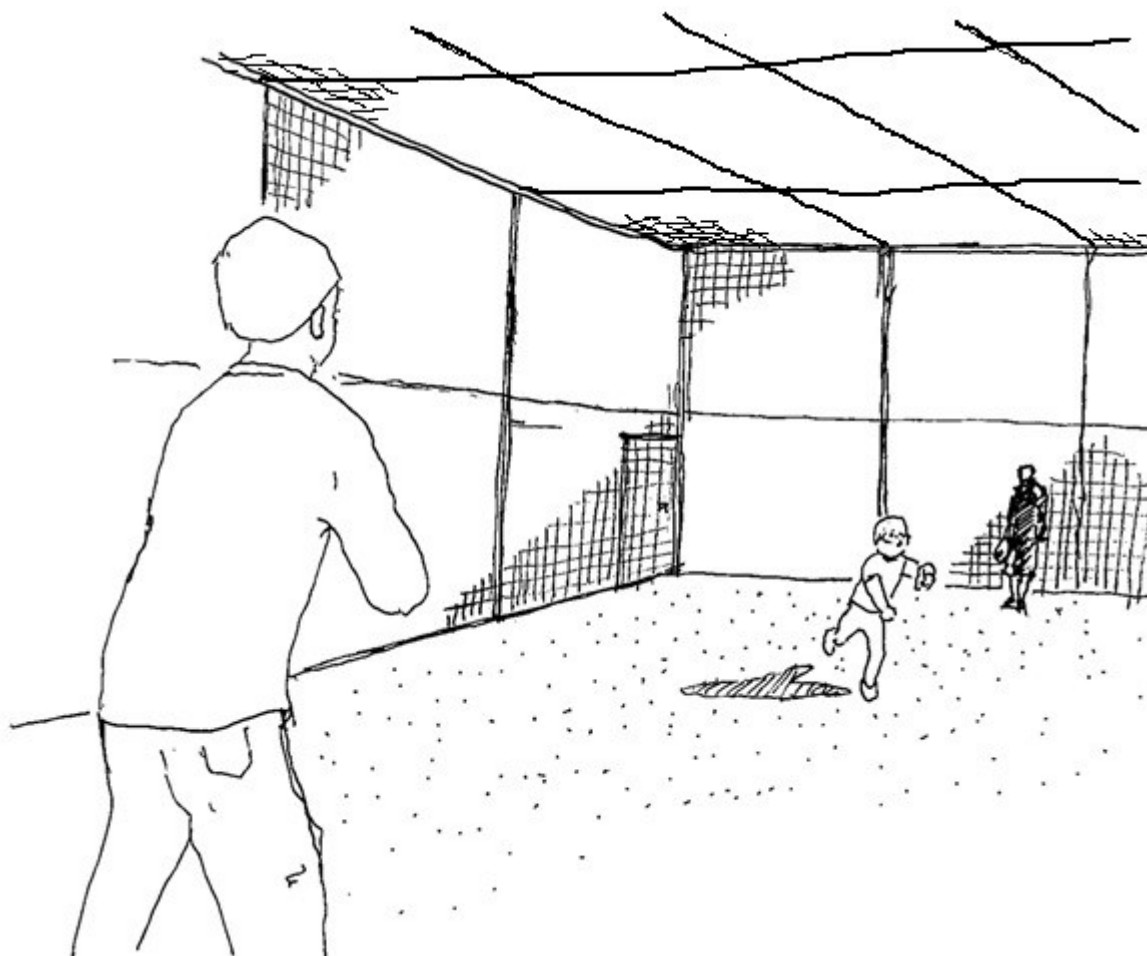
整備イメージ



森の音楽堂と観覧席

名 称	③ スポーツのできる公園
方 針	<p>試合や練習のできる野球場やテニスコートなどは東大和南公園や上仲原公園、学校の校庭等がありますが、市街地の公園でボール遊びを気軽にできる場所がありません。</p> <p>公園のなかに防球フェンスで囲った広場を設けて、キャッチボールやサッカー遊びなどのできる、気軽なスポーツの拠点を整備します。</p> <p>また、東大和市 Rond 上仲原野球場の無料開放を検討します。</p>
設置条件	防球ネットの設置可能な面積の広場
設置数	1 箇所
施設構成	広場 150~200 m ² 外周防球ネット H4.0m程度

整備イメージ



キャッチボールなどのできるネットで囲まれた広場

名 称	④ 魅力的な遊具のある公園
方 針	過去の年代に建設された公園では、ブランコ、すべり台、砂場といった基礎的な遊具のみが配置されている例が多く見られます。 子どもたちに人気の高い規模の大きい遊具や、遊びの拠点となる複合遊具、地域のシンボルとなるような造形的な遊具を配置して、子どもの遊びの拠点を整備します。
設置条件	遊具の設置可能な広場のある公園 児童館、教育施設等と連携
設置数	1 か所
施設構成	遊具、休憩施設

整備イメージ



印象的で人気のある遊具の例



造形的な大型遊具



形の面白い遊具



デザイン性の高い遊具

名 称	⑤ 水遊びのできる公園
方 針	東大和南公園には親水流れの施設がありますが、市内では他に水遊びのできる公園はありません。 夏場に水遊びができるとともに、修景的な効果やまちのシンボルとしての魅力のある水遊び施設を設けます。
設置条件	150㎡程度以上の広場 幼稚園、保育園、商業施設等と連携
設置数	1か所
施設構成	水遊び施設（100㎡内外）、噴水設備（方式によって造形等含む）、 休養施設
<p>整備イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  </div> <p style="text-align: center;">霧噴水</p>  <p style="text-align: center;">モニュメントのある水遊び場</p>	

(4) 補助的な公園のテーマ

名 称	補助的な公園のテーマ	
方 針	園芸のできる花壇や、健康遊具の設置などの市民のニーズにあうテーマや、幼児や子どもが安全に遊べる遊具などの「子ども・子育て支援」に向けたテーマを設定します。	
設置条件	主要な拠点となる公園と連携して数か所ずつ配置	
設 置 数	20～30 か所	
施設構成	各公園等の配置と地形、現況利用に即した施設	
整備イメージ		
① 原っぱの公園	② 花づくりの楽しめる公園	
 <p>草の原っぱとベンチだけの公園です。</p>	 <p>みんなで花を育てる花壇があります。</p>	
③ ユニバーサルデザインの公園	④ カラフルな遊具がある公園	
 <p>だれでも使える施設があります。</p>	 <p>色のきれいな遊具があります。</p>	

⑤ 冒険遊びができる公園



樹木を使った遊びなどができます。

⑥ 健康遊具のある公園



誰でも気軽に運動ができる遊具があります。

⑦ 水と親しめる自然公園



水と親しめる場所をつくれます。

⑧ 防災機能がある公園



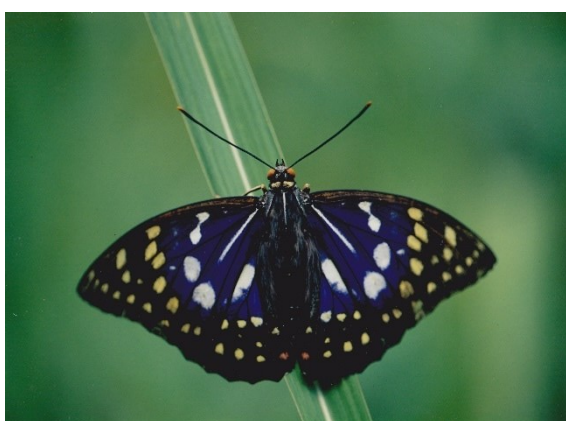
かまどベンチなどの防災施設があります。

⑨ 味覚狩りができる公園



実のなる植物を植えて収穫できます。

⑩ オオムラサキなどの蝶が舞う公園



食餌植物を植えて蝶を誘います。

8 特色ある公園の整備対象

地域交流の拠点として必要な基本的な条件を設定して「拠点となる公園」を選定し、この中から「特色ある公園整備」の整備対象となる公園を選定します。

(1) 地域交流の拠点となる公園の選定

「主要な拠点となる公園」と「補助的な公園」は、以下の条件により選定します。

- ① 緑道、歩道、河川等に近く、アプローチしやすい位置
緑道等をつないで公園のネットワークを構築します。ただし、地域によっては緑道、歩道が十分に整備されていない場合もあることから、安全な道路などによる代替も考慮してルートを設定します。
- ② 人口分布に応じた適正配置
地域の人口分布に対応した拠点公園数を選定します。

(2) 特色ある公園の整備対象

「特色ある公園」の整備対象は以下の条件により選定します。

- ① 平成 17 年以前の整備
多くの公園施設が保証期間を終え、施設の老朽化による課題が出始める時期を整備から 10 年目とし、これ以前に整備された公園を整備対象候補とします。
- ② 1,000 m²以上の敷地面積（主要な拠点となる公園）
主要な拠点となる公園では、整備テーマの公園施設と人の集まる広場を併せて配置可能な最小限の面積を 1,000 m²と設定し、これを超える敷地面積の公園を整備対象候補とします。
- ③ 地域条件による整備対象条件の緩和
地域の人口分布や年齢別人口構成などの条件により、上記の整備対象条件を緩和して対象を選定することも考慮します。

(3) 事業の実施

本基本方針は、社会経済情勢の変化、上位・関連計画の見直しなど、市民参加を重視し、ご意見を伺いながら進めてまいります。